

随意契約理由書

件名	レーザー式高感度濁度計点検整備その1（浄水統括事務所）
契約の相手方	西川計測株式会社 関西支社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
<p>随意契約の理由</p> <p>（1）本業務は、レーザー式高感度濁度計の性能を維持するとともに、故障等による発注者の管理上不都合な事態の発生を未然に防止することを目的とする点検整備作業である。本業務対象の設備機器は、横河電機（株）が製作を行ったものであり、上記契約の相手方は、横河電機（株）の保守点検に関し、神戸市内にサービス拠点を有する唯一の代理店である。</p> <p>本業務は、機器の内部点検・調整を行う為、製作者しか知り得ない機器内部の専門的技術を要し、機器の詳細を熟知している上記契約の相手方以外の業者では実施は不可能である。</p> <p>以上により、本業務の実施に必要な不可欠な技術を有し、確実に業務を履行出来る者は上記契約の相手方以外にはいない為、随意契約するものである。</p>	
担当部署 （問合せ先）	水道局浄水統括事務所（電話番号 078-361-8351）